

# 「大学等における修学の支援に関する法律」案についての見解

2019年3月3日  
日本私立大学教職員組合連合

I. 本法案は、民主党政権（当時）が2012年9月に国際公約した「中等・高等教育の無償教育の漸進的導入」の理念とは、まったくかけ離れた発想に基づいています。

「無償教育の漸進的導入」は、国際人権規約社会権規約（A規約）13条2項(b)(c)に根拠を置くものであり、権利としての高等教育へのアクセスを無償教育によって実現する、という考え方に立脚しています。しかし、本法案は、支援対象を世帯年収380万円未満に制限したうえで、支援内容も授業料等の減免と給付型奨学金の「拡充」の範囲に留めています。そのため新たに深刻な問題を発生させますが、そうなるのは、無償化と局所的な「支援」とは原理的に一致しないからです。無償化の方向をめざすのであれば、授業料等減免の対象や要件を細かく設定する必要はありません。

それにもかかわらず安倍首相は、施政方針演説のなかで「真に必要な子どもたちの高等教育も無償化し、生活費をカバーするために十分な給付型奨学金を支給します」と明言しました。本法案は少子化問題、貧困問題への（極めて限定的な）対策の1つにすぎないものであるのに、それを「高等教育の無償化」と強弁しています。これは、二重に悪質です。まず、無償化とは無縁のものを「無償化」と称し、国民をミスリードしていること、さらに、それを消費税増税の説明根拠にしていることです。

II. まず「修学の支援」の中身に関する問題です。支援対象となる「個人要件」を年収380万円未満で線引きしているため、世帯年収が380万円～600万円の低・中位の所得層はまったく恩恵がありません。恩恵がないどころか、多くの大学が消費税増税や後述の「機関要件」に対処すべく「大学の経営基盤の強化」を口実に学費値上げに踏み切るために、ほとんどの世帯で家計への負担が増大します。

家計への負担増は、説明するまでもなく、教育格差を助長します。現在の4年制大学の年額授業料は国立が535,800円、私立の平均が877,735円ですから、世帯年収が500万円のケースで計算すると、授業料だけで年収の約11%～18%を占めます。こうしたなかで、世帯年収600万円以下の4年制大学進学率は、1000万円超の7割に留まっています（財政制度等審議会配布資料）。今後の相次ぐ学費値上げにより、教育格差が助長されるのは自明です。これでは、安倍首相が力説する「少子化」対策にまったく貢献できません。

III. 支援対象となる「機関要件」が内包する問題は、さらに深刻です。本来、支援の基本は、若者の高等教育を受ける権利の保障にあるはずですが、しかし、本法案は、「個人要件」に加え「機関要件」を設定しています。その「要件」とは、実務家教員の増

員だとか、外部人材の理事への登用だとか、およそ教育活動の質とは無関係なものです。また、「経営基盤の強化」をことさら強調し、財務状況や定員充足状況が「基準」に適合しない場合は「支援」対象から外す、としています。

修学支援は、大学で学ぶ意欲のある個人を要件の対象とすべきであり、大学教育の質の担保とかけ離れた「機関要件」を課す必要性はまったくありません。そればかりか、「経営基盤の強化」に係る要件は、一方で大都市圏の一部の大規模大学を利し、その一方で若者人口の減少や基幹産業の衰退といった厳しい環境のなかで地域社会の人材養成に奮闘している地方の中・小規模大学を苦境に立たせます。結果、いま以上に大都市圏と地方の教育格差は拡大し、地方に暮らす若者の進学環境がより一段と悪化することになります。

これらの問題は、私立学校への経常費補助行政のあり方にも共通しますが、不合理な「機関要件」が、教育活動の質を重視しつつも、複合的な外在的要因により経営面で苦しい状況にある地方の中・小規模大学の淘汰に手を貸すものとなるのは間違いありません。大学が地域社会から姿を消すことは、地域社会の未来が奪われるのも当然です。

したがって、本法案は、安倍首相が施政方針演説で「地方創生」とかかわらせて明言した「地方に魅力を感じ、地方に飛び込む若者たちの背中を力強く後押ししてまいります」とは真逆の結果を招くものであり、「地方創生」に完全に背を向けています。

IV. I. で述べたように、本法案は消費税増税の根拠の一部を構成しています。それゆえ、政府は本法案に基づく制度導入の“実績”を示すことに必死なるはずで、すでに「高等教育・研究改革イニシアティブ（柴山イニシアティブ）」（2019年2月1日）は、その作業を開始しています。この「イニシアティブ」の「学生の学業に関する要件」欄には、「高校在学時の成績だけで否定的な判断をせず、高校等が、レポートの提出や面談等により本人の学習意欲や進学目的を確認」「大学等への進学後は、その学習状況について厳しい要件を課し、これに満たない場合には支援を打ち切り」（3ページ）、と明記されています。

大学進学に際しては「成績」以外にも寛容な対応をしなさい、しかし大学進学後は「厳しい要件を課し、...支援を打ち切り」なさい、というわけです。これほどあからさまなご都合主義もめずらしいですが、こうした文部科学省の姿勢に、大学教育に携わる者として強い憤りと同時に深い失望感を覚えます。

年収 380 万円未満の世帯からの大学進学者を増やすために進学条件を緩めるが、進学後は一転して厳しく対処する、という姿勢は、生徒や学生を政策遂行の“道具”としかみていないことの証ではないでしょうか？ くわえて、“実績”を稼ぐため、政府および文部科学省が高校と大学の双方にベクトルが正反対の施策に従うよう圧力をかけてくるのは目に見えています。これにより教育現場が深刻な矛盾を抱え込み、大混乱に陥ることは、もはや説明するまでもありません。